



金 沢 市 公 報

号外第10号の11

平成26年(2014年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
病院事業管理規程		金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部
金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部		を改正する規程 (") 1
を改正する規程 (市立病院事務局)	1	金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程
		(") 1

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市立病院の組織及び分掌事務規程(平成25年病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「内分泌・糖尿病内科」の次に「血液内科」を加える。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程(平成25年病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「事務局次長」を「事務局次長 放射線室副室長」に、「臨床検査室長 臨床検査室副室長 放射線室副室長」を「臨床検査室長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程(平成25年病院事業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 減価償却(第71条 第73条)」を

「第4節 減価償却(第71条 第73条)

第7章の2 引当金(第73条の2)

に改める。

第7章の3 ファイナンス・リース取引に係る会計処理の特例(第73条の3)」

第3条第9項中「車両運搬具」を「自動車その他の陸上運搬具」に改める。

第62条を次のように改める。

(固定資産の範囲)

第62条 固定資産の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 有形固定資産

- ア 土地
- イ 立木
- ウ 建物及び附属設備
- エ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
- オ 機械及び装置並びにその他の附属設備
- カ 自動車その他の陸上運搬具
- キ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上であり、かつ、取得価格が100,000円以上のものに限る。）
- ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（第73条の3第1項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うリース物件を除く。）であって、当該リース物件がアからキまで及びクに掲げるものである場合に限る。）
- ケ 建設仮勘定（ウからキまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
- コ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

- ア 水利権
- イ 借地権
- ウ 地役権
- エ 地上権
- オ 電話加入権
- カ 施設利用権
- キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（第73条の3第1項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うリース物件を除く。）であって、当該リース物件がイからカまで及びクに掲げるものである場合に限る。）
- ク その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金
- オ 長期前払消費税
- カ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第63条の見出しを「(取得価額)」に改め、同条中「取得価格」を「取得価額」に改め、同条第4号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産」を「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第71条中「翌年度」の次に「(リース資産にあつては、リース契約に基づくリース期間の開始月)」を加える。

第73条中「」第8条第3項」を「。以下「省令」という。）第15条第3項」に改める。

第7章の次に次の2章を加える。

第7章の2 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第73条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において病院の職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第7章の3 ファイナンス・リース取引に係る会計処理の特例

第73条の3 省令第55条第3号に該当するときは、通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行うものとする。

2 管理者は、省令第55条第3号のリース物件の重要性が乏しいものを別に定めるものとする。

第78条第3号を次のように改める。

(3) 長期前払消費税の償却

第78条第4号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 資産の評価

(6) 引当金の計上

第80条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第80条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

別表中

「		負担金及び交付金			を
「		負担金及び交付金 長期前受金戻入			に、
「			報酬 賃金 退職給与金 法定福利費	同上 同上	を
「			賞与等引当金繰入額 報酬 賃金 退職給付費 法定福利費 その他引当金繰入額	同上 同上 同上	に、
「				その他修繕料	を
「			修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入 額	その他修繕料	に、
「			手数料 雑費		を
「			手数料 貸倒引当金繰入額 雑費		に、

			繰延勘定償却	企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 控除対象外消費税額 償却	を
			長期前払消費税償却		に、
		臨時損失			を
		減損損失 災害による損失			に、
		車両減価償却累計額			を
		車両減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却 累計額			に、
		電話加入権			を
		電話加入権 リース資産			に、
	投資	投資有価証券 長期貸付金 出資金 基金 その他投資			を
	投資その他の資産	投資有価証券 長期貸付金 貸倒引当金 出資金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額			に、
	有価証券				を

	貸倒引当金 有価証券 受取手形 貸倒引当金				に、
		職員貸付金			を
	貸倒引当金	職員貸付金			に、
		その他前払金			を
	未収収益 貸倒引当金	その他前払金			に、
繰延勘定	企業債発行差金 開発費 退職給与金 試験研究費 災害損失 控除対象外消費税額				を
固定資産	企業債 他会計借入金				
固定資産	企業債 他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債 その他の企業債 建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金			に、
		退職給与引当金 修繕引当金			を
		退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金			に、

	一時借入金				を
「	一時借入金 企業債	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債			に、
	他会計借入金	その他の企業債			
	リース債務	建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金			」
「		その他前受金			を
「	前受収益 引当金	その他前受金			に、
		賞与等引当金 修繕引当金 その他引当金			」
「 資本金	自己資本金 借入資本金	企業債 他会計借入金			を

「 繰延収益 資本金 」	長期前受金 長期前受金収益化累 計額 資本金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 県補助金 他会計補助金 その他長期前受金 再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 県補助金 他会計補助金 その他長期前受金			に、
「	当年度未処分利益剰 余金 (又は当年度未処理 欠損金)	繰越利益剰余金年度 末残高 (又は繰越欠損金年 度末残高) 当年度純利益 (又は当年度純損失)			を
「	当年度未処分利益剰 余金 (当年度未処理欠損 金)	繰越利益剰余金年度 末残高 (繰越欠損金年度末 残高) 当年度純利益 (当年度純損失)			に

改める。

様式第10号中「補助金」を「長期前受金」に、

年月日	帳簿原価			減価償却累計額			帳簿価額	処 分	摘 要
	借 方	貸 方	残 高	借 方	貸 方	累 計		金額 / 損益	

を

年月日	帳簿原価			減価償却累計額			帳簿価額	処 分	摘 要
				長期前受金収益化累計額				金額 / 損益	
	借 方	貸 方	残 高	借 方	貸 方	累 計			

に

改める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市立病院会計規程の規定は、平成26年度分からの会計事務について適用し、平成25年度分までの会計事務については、なお従前の例による。

平成26年(2014年)3月31日 印刷	発行人	金 沢 市
平成26年(2014年)3月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄